

コアゾーン等整備検討懇話会の概要

1. 会議の趣旨

コアゾーン等については、「姫路市都心部まちづくり構想」で魅力ある商業施設や付加価値の高い都市的サービス産業の立地を図ることにより、消費流出抑制と新規需要を創出し、都心部の集客力を強化することで、都市の成長力を高めるような開発の誘導を目指している。売却手法は、民間事業者の開発ノウハウを活用し、一定の条件をつけて土地を売却する「事業コンペ」方式を基本として考えており、売却条件は募集要項で示す必要がある。募集要項の骨格となるのが「まちづくり指針」と「企業誘致方針」であり、これらを策定するにあたり、庁内関係部局で検討した原案に対し、幅広く意見を求めるため、当懇話会を開催する。

2. 検討事項

- (1)まちづくり指針・・・まちづくりの考え方、建築規制によるまちなみ形成方針 等
- (2)企業誘致方針・・・売却単位、導入機能・土地利用 等
- (3)12街区の高度利用方針

3. 会議の構成

学識経験者、経済界代表、市民団体代表、市民公募、市議会議員、関係行政機関
(15名程度)

4. 会議のスケジュール(予定)

平成22年7月～平成23年度中旬 (10回程度)

5. 会議の進め方

- ・委員の互選により会長及び副会長を置く。
- ・会議は会長が招集し、主宰する。
- ・事務局は姫路駅周辺整備室に置く。
- ・会議は原則公開とする。

平成22年 5月10日

姫路市長 石見利勝

コアゾーン等整備検討懇話会要綱を次のように定める。

コアゾーン等整備検討懇話会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、姫路市都心部まちづくり構想（平成18年3月策定）において整備の基本的な考え方が示されているコアゾーン（A、B及びCブロック）等（以下「コアゾーン等」という。）の整備構想を具現化し、整備を推進するに当たり、幅広く意見を求めるためのコアゾーン等整備検討懇話会（以下「懇話会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(調査検討事項)

第2条 懇話会は、次に定める事項について必要な調査及び検討を行い、その結果を市長に報告する。

- (1) コアゾーン等のまちづくり指針
- (2) コアゾーン等への企業誘致方針

(構成)

第3条 懇話会は、20人以内の委員で構成する。

(委員の指名)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が指名する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種関係団体が推薦する者
- (3) 公募に応募した者
- (4) 市議会議員
- (5) 関係行政機関の職員

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

2 会長は、懇話会を主宰する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(懇話会の会議)

第6条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、会長が参集を依頼する。

(事務局)

第7条 懇話会の庶務は、姫路駅周辺整備室において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成22年5月10日から施行する。

2 この要綱は、第2条の報告があったときに、その効力を失う。

3 最初に招集される会議は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。

コアゾーン等整備検討懇話会 委員名簿

(敬称略、順不同)

	委員(氏名)	所属及び役職名	備考
学識経験者	小林 正美	明治大学理工学部建築学科教授	
	田原 直樹	兵庫県立大学自然・環境科学研究所教授	
	田中 智子	兵庫県立大学環境人間学部准教授	
	田中 道雄	大阪学院大学経営学部経営学科教授	
	西村 順二	甲南大学経営学部経営学科教授	
各種団体	岩成 孝	姫路市連合自治会会長	
	有馬 妙子	姫路市連合婦人会会長	
	松岡 淳朗	姫路市商店街連合会会長	
	吉田 裕康	姫路商工会議所専務理事	
市民(公募)	米谷 啓和	市民公募委員	
	中島 大一郎	市民公募委員	
	三宅 由希子	市民公募委員	
市議会	山下 昌司	姫路市議会議長	
関係行政機関	網谷 喜明	兵庫県中播磨県民局長	
	南都 彰	姫路市副市長	